

●香川県監査委員公表第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年11月30日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 森 裕 行

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 超過勤務手当の支給について、支給が漏れているものがあった。（財産経営課）</p> <p>(イ) 県外旅費のうち鉄道賃について、特別な事情がないにもかかわらず、乗車区間が100km未満で指定席料金を支出していた。（税務課）</p> <p>(ウ) 赴任旅費について、路程距離の計算を誤り、支給額が不足しているものがあった。（総務事務集中課）</p> <p>イ 契約について</p> <p>清掃業務委託において、仕様書と予定価格積算内容が一致していなかった。また、入札参加業者から提出された入札金額の積算内訳書の確認が不十分であった。（文書館）</p> <p>ウ 物品について</p> <p>ETCカード使用管理簿について、高速道路等の利用に関する事務取扱要領に定められたとおりに記載をしていなかった。また、自主検査済の記載がなかった。（国際課）</p>	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 直ちに修正入力をし、手当の支給手続を行った。今後は、支給に誤りがないよう、毎月、関係書類を突合し確認を徹底する。</p> <p>(イ) 支給していた指定席料金については、直ちに返納処理を行った。今後は、旅費システム入力の際に指定席料金が加算される場合は注意を払うようにする。</p> <p>(ウ) 予備調査翌日に該当職員に説明し、直ちに支払を行った。平成30年度からは路程距離の計算過程を明記し、作成者以外の者が確認できるようにしている。</p> <p>イ 契約について</p> <p>清掃業務委託については、今後の入札時には仕様書とその積算内容が一致するように見直しを行う。また、入札参加業者から提出された入札金額の積算内訳書は、複数の職員により確認を十分に行う。</p> <p>ウ 物品について</p> <p>直ちに事務取扱要領に定められたとおりに記載を修正し、自主検査済の記載を追記した。今後は、事務取扱要領に則り記載するよう徹底した。</p>

<p>検討指示事項</p>	<p>ア 契約について</p> <p>海外との青少年交流事業実施に伴う国際線航空券手配等の旅行会社への委託について、必要経費の全額を支出し、参加者負担分は収入に計上するよう検討する必要がある。(国際課)</p>	<p>ア 契約について</p> <p>今後は、必要経費の全額を支出し、参加者負担分を収入に計上する。</p>
---------------	---	--